

福岡市介護施設等物価高騰対策支援金実施要綱

(令和5年8月17日一部改正)

(令和6年1月26日一部改正)

(目的)

第1条 この要綱は、光熱費や食材料費等の高騰に伴うコスト上昇の影響を受ける介護施設等（以下「施設等」という。）に対して支援を実施するため、施設等に対し予算の範囲内で介護施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するに当たり、必要な事項を定める。

(支援の対象となる者)

第2条 支援金の交付対象となる者（以下「支援事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本支援金の申請時点で福岡市内において事業を行っている、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）等に規定されるもののうち、別表1に掲げる施設等を運営する者であること。
- (2) 本市に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。

(支援金の額)

第3条 支援事業者に交付する支援金の額は、別表1に定める区分ごとに、別表2の「支援金の額」欄に定める額とする

(申請受付期間)

第4条 支援金に係る申請受付期間は、令和6年1月29日から令和6年4月30日までとする。

(申請及び請求の方法)

第5条 支援金の交付を受けようとする支援事業者（以下「申請者」という。）は、介護施設等物価高騰対策支援金交付申請書・請求書兼誓約書（様式第1号）に、次に定める書類を添付し、前条に規定する申請受付期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿（様式第2号）
- (2) 振込先口座の通帳（写し）（銀行名、支店名、口座番号、口座名義（フリガナ）全てが分かるページ）
- (3) 市税に係る徴収金に滞納がないことの証明（写し）

- (4) 電気及びガス契約種別が確認できるもの
(電気契約種別を高圧又はガス契約種別を都市ガスで申請する場合に限る)
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 令和5年度において「福岡市介護施設等物価高騰対策支援金実施要綱」に基づく支援金の交付を受けた者で、申請日までに施設等の電気及びガスの契約に変更がない者は、前項の規定にかかわらず、前項(4)の添付を省略することができる。

(交付の決定等)

- 第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査により、支援金の交付の適否を決定するとともに、市があらかじめ定めた支援金の額に基づき、申請の内容に応じて交付額を確定する。
- 2 市長は、支援金を交付することと決定したときは、介護施設等物価高騰対策支援金交付決定通知書兼交付額確定通知書(様式第3号)により、支援金を交付しないことと決定したときは、介護施設等物価高騰対策支援金不交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。

(暴力団の排除)

- 第7条 市長は、福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)(以下「暴排条例」という。)第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。
- 2 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、支援金を交付しないものとする。
- (1) 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団
 - (2) 法人代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員又同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- 3 市長は、申請者又は前条の規定により支援金が交付されることが決定した者(以下「受給者」という。)が暴力団員等に該当していないか確認するために、申請者又は受給者に対し、当該申請者又は当該受給者(法人であるときは、その役員)の氏名(フリガナを付したもの)、生年月日等の個人情報の提出を求め、別表3にある関係機関に対して照会を行うことができる。

(交付決定の取消し)

- 第8条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定の全部又は一部を取消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けたとき
 - (2) 前条第2項各号のいずれかに該当することが申請後に判明したとき

(3) 前各号のほか支援金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示・命令に従わなかったとき

2 市長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取消したときは、当該取消しに係る部分に関し、当該受給者に対して介護施設等物価高騰対策支援金返還決定通知書兼返還命令書（様式第5号）により通知するとともに支援金の返還を命じるものとする。

(他の補助金等との重複の禁止)

第9条 本支援金の受給者は、福岡市が実施する他の物価高騰に係る補助金等の交付を重複して受けてはならない。

(加算金等)

第10条 受給者は第8条第1項に定める事由による取消しを受けた場合において、第8条第2項の規定による支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 受給者が、支援金の返還を命ぜられ、これを返還期日までに返還しなかったときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未返還額（前項の規定による加算金を除く。）につき年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 支援金の交付を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第12条 要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年1月4日から施行し、令和4年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行し、令和4年度の支援金について適用する。

附 則

この一部改正は、令和5年8月17日から施行し、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この一部改正は、令和6年1月26日から施行し、施行の日以後の申請に係る支援金について適用する。施行日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別表1 対象施設・事業所種別一覧

対象施設・事業所種別は下表のとおり。

入所系	高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・特定施設入居者生活介護 ・短期入所生活介護 ・短期入所療養介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・住宅型有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅（有料老人ホーム基準相当） ・生活支援ハウス
	障がい者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所支援 ・共同生活援助 ・短期入所（空床型を除く）
	障がい児施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉型障がい児入所支援 ・医療型障がい児入所支援
通所系①	高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・通所介護 ・地域密着型通所介護 ・通所リハビリテーション ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 ・生活支援型通所サービス（単体）
	障がい者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・療養介護 ・生活介護 ・自立訓練（機能訓練・生活訓練） ・就労移行支援 ・就労継続支援（A・B型） ・地域活動支援センター
	障がい児施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センター
通所系②	障がい児施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービス ・児童発達支援（事業所）
訪問系	高齢者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・夜間対応型訪問介護 ・訪問入浴介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・居宅介護支援 ・介護予防支援 ・福祉用具貸与 ・特定福祉用具販売 ・生活支援型訪問サービス（単体）
	障がい者施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・同行援護 ・計画相談支援 ・地域移行支援 ・地域定着支援 ・訪問入浴サービス
	障がい児施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等訪問支援 ・居宅訪問型児童発達支援 ・障がい児相談支援

別表2 支援金の額

支援金の算出方法は以下のとおり。

	電気契約種別	ガス契約種別	補助単価
入所系	高圧	都市	26,300 円/定員
		—	25,900 円/定員
	—	都市	21,200 円/定員
		—	20,800 円/定員
通所系①	高圧	都市	13,900 円/定員
		—	13,700 円/定員
	—	都市	11,400 円/定員
		—	11,200 円/定員
通所系②	高圧	都市	7,000 円/定員
		—	6,800 円/定員
	—	都市	4,500 円/定員
		—	4,300 円/定員
訪問系	高圧	都市	71,100 円/事業所
		—	69,900 円/事業所
	—	都市	54,900 円/事業所
		—	53,700 円/事業所

表の補助単価を用い、下記の計算式により、支援金の額を算出する。

$$\frac{\text{補助単価}}{7}^{\ast 1} \times \text{令和5年10月～令和6年4月において運営実績（見込）のある月数}^{\ast 2}$$

※1 下線部について、端数は十の位で切上処理を行う。

※2 月途中での指定・廃止・休止の場合は、当該月数に含めない。

別表3 福岡市が必要に応じて照会を行う関係機関

関係機関名
厚生労働省、地方厚生（支）局
都道府県警察
都道府県労働局、労働基準監督署
各種法人設立認可所管部署、法務局
市（区）町村の国民健康保険担当部署、国民健康保険組合
健康保険組合、全国健康保険協会
後期高齢者医療広域連合
日本年金機構
都道府県の介護担当部署、介護保険広域連合
市（区）町村の介護保険担当部署
市（区）町村の戸籍取扱担当部署